

新型コロナウイルスワクチン接種に係る 令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算の専決処分について

1 予算の内容

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年2月下旬からの開始に向けて早急に体制の整備を進める必要があることから、一般会計予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するもの。

2 令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算(第9号)の概要

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	備 考
衛生費	9,408,863	138,593	9,547,456	新型コロナウイルスワクチン 接種関係経費 138,593 ▶接種費用【繰越明許費】 68,310 ・@2,277円 × 1.5万人 × 2回 (医療従事者等) ▶体制整備 70,283 ・ワクチン接種券の印刷・発送等 ・予防接種台帳のシステム改修 ・ワクチン接種の相談体制の確保 (コールセンターの設置) ・事務処理のための人員確保 ほか (台帳入力等[人材派遣])
その他	161,612,700		161,612,700	
歳出合計	171,021,563	138,593	171,160,156	
国庫支出金	61,393,318	138,593	61,531,911	新型コロナウイルスワクチン 接種対策費負担金 68,310 新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業費補助金 70,283
その他	109,628,245		109,628,245	
歳入合計	171,021,563	138,593	171,160,156	

・繰越明許費の設定

- ▶ 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費 68,310(接種費用)

・債務負担行為の設定

- ▶ 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費 期間 令和3年度 限度額 133,084
 (体制整備：接種券の印刷・発送等, 相談体制の確保 ほか)

3 専決処分日

令和3年1月27日(水)